

1章 会員

1. (一社)八尾市薬剤師会の正会員であること
2. (一社)大阪府薬剤師会会員であること

2章 推薦について

1. 新規従事希望者は、市こども施設運営課への推薦名簿提出月(2 月初旬)の半年前(7 月 31 日)までに(一社)八尾市薬剤師会に入会し、認定こども園等薬剤師委員会入会申込書を提出していること
2. 八尾市に在住もしくは勤務地が八尾市内であること
3. 委嘱期間は 1 年間である為、勤務薬剤師の場合、雇用主の承諾が必要である。よって薬剤師会所定の承諾書に記入の上 12 月末日までに提出する事
4. 委員長は次年度の推薦名簿を 1 月の理事会に提出する

3章 会費

1. 担当所(園)1 所(園)につき年 500 円とする

4章 研修会等の参加について

1. 新規の従事者を含む全従事者は、会が定める認定こども園等薬剤師委員会研修会を、必ず受講すること。
2. 八尾市薬剤師会主催の研修会に積極的に参加すること
3. 「健康・医療・福祉展」並びに各事業へ積極的に参加すること
4. 総会等、薬剤師会活動へ積極的に参加すること

5章 担当所(園)について

1. 担当所(園)は1人1所(園)とする
2. 担当所(園)数より会員数が少ない場合は、1人2所(園)以上持つ事が出来る
3. 認定こども園等より会員数が多い場合は、新規希望者があっても担当所(園)を持ってない状態が起きるが会員とする

6章 定年制について

1. 当会は定年制を採用し、認定こども園等薬剤師委員会会員が満 70 才になった年の年度末(3 月 31 日)で勇退するものとする

(一社)八尾市薬剤師会運営細則

第5章 委員会規定

第16条 定款第38条により次の委員会を設ける。

第18条 認定こども園等薬剤師委員会は、認定こども園等の保健衛生の向上を目的とする。

2 本委員会は、認定こども園等薬剤師を以って構成する。

3 認定こども園等薬剤師に欠員を生じたる場合、或は認定こども園等が新設されたときは委員長が正会員よりこれを推薦し、市こども施設運営課に届け出るものとする。

平成27年2月8日作成

平成27年3月8日理事会承認

平成27年6月14日委員会承認

平成27年7月1日施行

令和5年5月18日作成

令和5年6月11日委員会承認

令和5年9月9日理事会承認

令和5年10月1日施行